

人権啓発 センター だより



2017(平成29年)年度

第38号 4・20発行



発行 別府市人権啓発センター ©Team Beppyon
〒874-0919 別府市石垣東10丁目7番5号
TEL 0977-23-6163
FAX 0977-23-6226
E-MAIL beppu-jinken@tuba.ocn.ne.jp

平成29年(2017年)度 センター各種講座の案内

人権啓発センターで
開催します。お気軽
にご参加ください。

じんけんふれあい教室 ものづくりなどの活動を通じて人権を学びます!

参加者が、出会い、ふれあい、楽しみながら、地域の人々とつながれるような活動を通して、人権が尊重されるコミュニティづくりの一助になるようにします。
年8回を予定しています。(4月、8月、12月、3月を除く)

日時	活動	募集	負担金	講師	趣旨
5月19日(金) 10:00~12:00	絵手紙づくり	20名	500円 以内	原野 彰子さん	遠くにいる人や行き来の少なくなった人に、便りを出して旧交を温める。作る喜びを受講者と共に味わい、作品を皆にみてもらう。
6月 9日(金) 10:00~12:00	筆あそび	20名	500円 以内	板井 佐奈枝 さん	前向きな言葉、相手のことを考えて浮かんだ言葉を、あたたかみのある文字で表現し、友人や知人にプレゼントするなどして、元気づけたり、ふれあったり、自他を尊重するコミュニケーションが図れる作品づくりをする。

センターチャレンジ教室(新規事業) 一緒に挑戦してみませんか?

市民一人ひとりが自分の可能性を伸ばし、チャレンジする心を持ち続けることを期すとともに、人権について学習することを目的とする。

日時	内容	募集	負担金	講師	趣旨
5月22日(月) 6月26日(月) 7月24日(月) 10:00~12:00	温泉学 (連続3回)	20名	なし	別府史談会	自分たちが住む別府市の温泉について学ぶことにより、別府市の良いところを再発見・再認識し、郷土の誇りとする。
9月25日(月) 10月23日(月) 11月27日(月) 10:00~12:00	ペン習字 (連続3回)	20名	(各回) 300円 ~ 500円	野間 郁代さん	ペン習字を基礎から学び、学ぶことの喜びを感じ、また学んで得たことを、手紙を出すなどして相手に見てもらい、さらに交流することの大切さや楽しみを感じることが出来る。

人権ミニ講座(年4回) それも じんけん?

同和問題をはじめとする人権8課題を啓発講師が分かりやすく解説してくれます。1時間半の講座時間でお忙しい方や高齢者の方も参加しやすくなっています。

日時	演題	講師
6月29日(木) 10:00~11:30	「医療と人権」について ~ハンセン病~	渡邊 明子さん(別府市人権擁護委員)
7月20日(木) 10:00~11:30	「子どもと人権」について	村田 広子さん(地域子育て支援センターにじの広場 代表)

人権ミニ出前講座 地域の皆様の要望にお応えします!

自治会や民生委員など少人数の会議の際に、人権研修を行いませんか?希望する会場に講師を派遣します。「人権ミニ出前講座」をご希望の方は、人権同和教育啓発課までご相談ください。

問合せ先 別府市人権同和教育啓発課 TEL:21-1291 FAX:21-0288
別府市人権啓発センター TEL:23-6163 FAX:23-6226

一人ひとりが同和問題(部落問題)を理解することが大切です。

(前号の続き)

誰もが幸せに人間らしく生きられること、それが人権です。私たちは、人種、性別、出身、職業、年齢などに関係なく、すべての人が人間として尊重される社会を築いていかなければなりません。

しかし、日本には、歴史的発展の過程において形成された固有の「同和問題」があります。昭和40(1965)年の同和对策審議会答申以降、その解決に向けて取り組んできたことによって、環境や生活実態などの面では成果があがっているものの、依然として、結婚、就職、土地の差別などが発生しており、同和問題は現在でも解消されていない状況です。また、インターネット掲示板への差別的な書き込みが増加しているなど、新たな問題も生じています。

同和問題は決して過去の問題ではありません。差別をなくすためには、私たち一人ひとりが同和問題を正しく理解することが必要です。自らの課題として同和問題に取り組みましょう。

2 近世、歳月の経過とともに、なぜ差別政策は強化されたのでしょうか

江戸時代は、キリシタンでないことを証明するための宗門人別帳が作られ、居住地・職業・血縁が結びついて人々の身分が制度化され生得的(生まれながら)なものとなりました。エタ身分の人々は、戸籍に記載され年貢を納めることや農業や皮革業などの仕事以外にも「キヨメ」としての役を課されたことから、社会内に組み込まれ、交流が頻繁に起こるようになります。経済力を背景に町人の勢力の台頭や支配体制の揺らぎから、差別を維持し社会を立て直そうと、衣服や立ち居振る舞いなど日常生活を規制する差別法が作られていきます。こうして差別は強化され、被差別民衆を差別しないと罰せられる社会となったのです。

このような中、1805年杵築藩で起きた「浅黄半襟かけ拒否逃散一揆」は、被差別民衆が差別の強化に抵抗し成功した全国初の事例です。50年遅れて岡山藩で起きた「渋染め一揆」も成功例として歴史上でも知られています。

一方で、差別された人々は、皮革業や履物業などの産業を担い、医薬、造園、歌舞伎や大道芸、陸運水運など、日本の伝統的な技術や芸術、経済基盤の多くを支えてきました。厳しい身分制度の中でも、差別と闘い、人間らしい生き方を求めました。

【死後まで続いた差別】

江戸時代のすべての民衆は、仏教のいずれかの宗派に属さなければなりません。そして、一部の被差別部落民衆に対しては、戒名にまで差別的な文字がつけられたことがありました。せめて、あの世で解放を願った被差別民衆を死後にいたるまで差別したのです。(次号につづく)



平成28年度 別府市「人権作品」入賞作品紹介

人権ポスター



別府市人権問題啓発推進
協議会長賞
青山中学校3年
北村 のあ さん



佳作
山の手小学校3年
赤嶺 悠樹 さん

★よろしくおねがいします★

この度、4月1日付の人事異動で人権啓発センターの所長となりました三宅 達也(みやけ たつや)です。

多くの方が、人権問題、とりわけ同和問題について正しい知識を学び、差別のない明るい社会になるよう啓発に努めたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

